

最高人民法院による ネットワーク知的財産権侵害に関わる紛争のいくつかの法律適用の問題に関する批復¹

法釈〔2020〕9号

1. 2020年8月24日最高人民法院審判委員會第1810回會議にて可決され、2020年9月14日から施行する

各省自治区、直轄市高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院、生産建設兵団分院：

近時、関係者からネットワーク知的財産権侵害に関わる紛争の法律適用の問題について提案され、一部の高級人民法院からも本法院への伺いがあがってきている。研究を経て、以下の通り批復する。

一、知的財産権の権利者が、その権利が侵害されたことを主張しかつ保全を申立て、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引事業者による迅速な削除、遮断、リンクの切断などの取引等の中止²の措置を求めた場合、人民法院は法に依り審理して裁定しなければならない。

二、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引事業者が、知的財産権の権利者から法に依り出された通知を受取った後、権利者からの通知を関連のネットワークユーザ、プラットフォーム内事業者に遅滞なく転送しなければならない、権利侵害を構成する初歩的証拠及びサービスの種類に応じた必要な措置を取らなければならない。法に依る必要な措置を取らない場合であって、権利者が、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引事業者は損害が拡大された部分に対してネットワークユーザ、プラットフォーム事業者とともに連帯責任を負うことを主張したとき、人民法院は法に依り支持することができる。

三、法に依り転送した侵害行為不存在の声明が知的財産権の権利者に届いた後の合理的な期間内、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引事業者は、権利者がすでに苦情又は訴えを提起した旨の通知を受取っていない場合、取られた削除、遮断、リンクの切断などの取引等の中止の措置を遅滞なく終了しなければならない。公証、認証手続等のような権利者がコントロールできない特別な事情による遅延は上記の期間に算入しない。ただし、当該期間は最長20営業日を超えてはならない。

四、悪意の声明の提出により、電子商取引プラットフォームの事業者による必要な措置を終了させて知的財産権の権利者に損害をもたらした、権利者が関連の法律規定に依り相応の懲罰的補償を求めた場合、人民法院は法に依り支持することができる。

¹ 最高人民法院の公式サイト、訪問年月日：2021年10月11日

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254921.html>

² 訳注：原文は「下架」であり、「販売等の取引の中止」の意味である。

五、知的財産権の権利者が出した通知の内容が客観的事実に符合していないが、訴訟において当該通知は善意で出したものであり免責を求め、かつ証拠をあげて証明できた場合、人民法院は法に依り審理して事実であると確認した後、支持しなければならない。

六、この批復が作成された時にまだ審理終結していない場合はこの批復を適用する。この批復が作成された時にすでに審理終結した場合、当事者が再審を請求し又は裁判監督手続に基づいて再審を決定した事件はこの批復を適用しない。